

パブリックコメントの結果公表

様式3

施策担当課→市民活動団体支援課→広報課

案件名	「一般廃棄物処理基本計画」(案)
<p>「一般廃棄物処理基本計画」(案)に対し、ご意見をいただきありがとうございました。提出された意見の内容(要約)及び意見に対する市の考え方は次のとおりです。</p>	

パブリックコメントの結果

(1) 意見提出者の数	2人
(2) 提出された意見の数	6件

意見の反映状況

(1) 反映した意見	1件
(2) 既に盛り込み済みの意見	2件
(3) 今後の参考とする意見	3件
(4) 反映できない意見	件
(5) その他(質問含む)	件

意見の反映状況一覧

No.	意見の内容	市の考え方	反映結果
1	ごみの減量に向けて、ごみの発生抑制や再利用及びリサイクルの重要性を子どもたちに教えていくべきである。	子どもたちへの環境学習の実施につきましては、基本方針Ⅲ「循環型社会づくりに向けた協働の推進」に向けた施策として推進することとし、52ページに記載しています。 また、新たなごみ処理施設(仮称)クリーンセンターの整備の際には、環境学習や環境活動など、さまざまな環境情報を発信する拠点とすることを施設整備の基本方針の1つとし、54ページに記載しています。	既に盛り込み済みの意見
2	ごみの減量を継続していくためには、市民のモチベーションを高められるように、ごみ処理に関する情報を積極的に公表していくことが大切である。	本計画の効果的な推進のため、市民や事業者の皆様に対して、計画の進捗状況やごみ処理に関する情報を積極的に提供することとし、53ページに記載しています。 今後は、市ホームページや広報誌等の様々な媒体を通じて、市民や事業者の皆様がごみ減量に対する取組の効果が実感できるよう、ごみ処理に関する情報を分かりやすく公表してまいります。	今後の参考とする意見
3	一部の道路などでのごみの不法投棄やステーションでの不適正なごみ出しが見られる。出す者に対する取締りを進めてほしい。	ごみの不法投棄の防止に向けて、積極的な啓発活動を行うこととし、51ページに主な施策を記載しています。 また、家庭系の不適正排出の防止に向けては、排出者に対する指導を行うこととし、50ページに主な施策を記載しています。	既に盛り込み済みの意見

4	<p>事業系ごみ排出量の削減目標が無いが、目標及び有効な対策を掲げてほしい。</p>	<p>目標については、ごみ全体の80%が家庭系であることを踏まえ、家庭系の削減目標を設定しているところですが、ごみ全体の減量を考えると、事業系ごみについても削減の必要性を認識しており、不適正排出者への指導及び事業系ごみ減量説明会の開催に取り組んでいきたいと考え、50ページに記載しています。</p> <p>削減目標の設定及び新たな有効な対策につきましては、本計画の進捗状況及び内外情勢の変動を注視しつつ検討してまいります。</p>	<p>今後の参考とする意見</p>
5	<p>37ページ及び38ページの1人1日当たりの家庭系燃やすごみ排出量の計画目標について、平成33年度までに平成27年度に対し、焼津市は雑紙・容器包装プラの分別徹底を主に31gの削減、藤枝市は生ごみ資源化などで14gの削減を目標としている。現計画では、両市全体で平成22年度から10年間で63gの削減を目標としていることから、その2分の1に及ばない消極的な設定である。</p> <p>さらに、その後の10年間の目標は、「更なる削減に努めます。」と言うものの、わずか9gの削減であり、高齢化によるごみ排出量の減少にまかせる姿勢である。</p>	<p>今回の計画では、両市におけるそれぞれの削減目標を掲げ、焼津市では31g、藤枝市では14gとしていますが、両市全体の1人1日当たりの家庭系燃やすごみ排出量の目標値としてみた場合では425gとなり、現計画の「平成33年度までに436g」と比較してより厳しい値に設定し、燃やすごみの発生抑制及び資源物への分別を更に進めることとしています。</p> <p>その後の10年間の数値目標につきましては、本計画に基づく燃やすごみ排出量の削減状況を踏まえ、概ね5年後に更なる削減に向けて数値目標を設定してまいります。</p>	<p>今後の参考とする意見</p>
6	<p>55ページの(仮称)クリーンセンターの整備概要について、施設規模を現計画と同じ1日当たり230トンとしている。</p> <p>ごみ処理施設建設計画が日程にあがる状況を迎えようとする今、施設規模をどれだけ小さくし、焼却量1トン当たりの5千万円と言われる建設費用を節約することが重要な課題のはずだが、本計画(案)には、この視点が欠落している。</p>	<p>本計画における(仮称)クリーンセンターの施設規模につきましては、ごみ発生量の見込みを推計し、燃やすごみの発生抑制及び資源物への分別に向けた新たな取組を踏まえて改めて検討した結果、現計画と同規模となりました。</p> <p>ただし、施設規模につきましては、必要に応じ見直しを行うこととし、55ページの「3)(仮称)クリーンセンターの整備概要」に追加して記載いたしました。</p>	<p>反映した意見</p>
意見公表場所		市ホームページ・市役所1階行政情報コーナー・環境政策課・岡部支所・文化センター・各市立公民館	
担 当 課		<p>藤枝市 環境水道部 環境政策課 環境政策係 (担当者 大塚)</p> <p>電話 : 054-643-3183</p> <p>電子メール : kankyoseisaku@city.fuiieda.shizuoka.jp</p>	